

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 29 年 5 月 31 日現在

機関番号：32644

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26380776

研究課題名(和文)生活保護受給有子世帯の生活・養育の課題と就学・進学支援についての基礎的研究

研究課題名(英文)Basic study on public assistance and support for families with school children.

## 研究代表者

小林 理 (KOBAYASHI, Osamu)

東海大学・健康科学部・准教授

研究者番号：80338764

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：生活保護受給有子世帯の保護者が抱える子どもの就学や進学についての課題や、活用する社会資源の状況に対して、生活保護ワーカーや子ども支援員がいかなる役割を果たすか、について考察した。調査結果からは、子ども支援員の経験年数の違いによる実践に対しての戸惑いや確信の強さの違いが示唆された。生活保護ワーカーもまた、多様な職歴から、子どもの対応や世帯主と子どもの関係への関与や介入等、さらに子ども支援員との関係にばらつきが見られた。

研究成果の概要(英文)：This study considered on what kind of role and practice public assistance officer and the child support worker take for social needs and social resources of families with school children. From research outcomes this study find that the child support worker feel puzzlement or confidence on their practice depending on their experience. And research outcomes also indicate that there are a variety of practice of support, intervention and relationship with the child support worker of public assistance officer for families and children from their job experience back ground.

研究分野：児童家庭福祉

 キーワード：子ども支援 子供の貧困 生活保護ワーカー 子ども支援員 生活保護受給有子世帯 学習支援 就学  
 支援 実践のばらつき

### 1. 研究開始当初の背景

貧困状態におかれている子どもが貧困状態に陥る状況は、養育環境や・学習環境の不十分さが大きく影響していることは、従来からいくつかの研究でいわれてきた(0.ルイ 1959 P.ブルデュ-&J.C.バスン 1967 籠山 1984, 苅谷 1995, 阿部 2008, 浅井 2008 ほか)。これに対し、政府により、子ども手当(児童手当) 高等学校無償化等の施策が実施され、また、民間の間でも社会的活動が展開されてきている(「子どもの貧困防止ネットワーク」)。

生活保護受給世帯に対する学習・進学支援については、いくつかの先駆的自治体(東京都江戸川区 1989, 東京都板橋区 2008, 北海道釧路市 2010 等)をはじめとして、近年多くの自治体で取り組まれてきている。その中には、福祉部局と教育委員会が連携し中学生を対象として学習支援を行う事例(高知市)や一般社団法人に委託して行う事例も見られてきている(埼玉県)。しかしながら、生活保護受給の保護者や子どもが抱える就学や進学の課題の実態解明は、十分な究明がなされていない。特に被保護世帯の子どもへの支援は、保護者の生育歴だけでなく、保護者と子どもの学歴観や職業観といった考え方に基づいて支援組み立てていくことが不可欠である。そのためにも各自治体は、さまざまな取り組みと実施体制の工夫が求められているが、自治体の調査等の把握は、数量的な把握が中心であり、質的な把握は少ない。

### 2. 研究の目的

生活保護における保護受給者は、2011年度に過去最高を更新して以降、増加傾向が続いている。特に、生活保護を受給する世帯の子どもが貧困に陥るといった状況は、貧困の再生産や連鎖の問題として、わが国における貧困と格差の重要な課題となっている。この間、神奈川県をはじめとして、各自治体で生活保護ケースワーカーと連携する子ども支援員を配置し、各福祉事務所の生活保護受給の子どもがいる世帯(生活保護受給有子世帯)へ支援の取り組みがはじまっている。支援の制度は、自治体ごとに条例をつくりすすめてきた。各自治体ですすめる子ども支援がいかなる成果をあげ、課題があらわれているか分析することが求められている。本研究は、生活保護受給有子世帯の保護者が抱える子どもの就学や進学についての課題や、活用する社会資源の状況に対して、生活保護ケースワーカーや子ども支援員がいかなる役割を果たすか、について考察することを目的とした。さらに、子どもの教育・福祉支援について、生活保護制度の課題と可能性、就学・進学支援プログラムの課題の検証を行うこととした。研究期間は3年間である。

### 3. 研究の方法

研究方法は、文献研究と社会調査研究によ

り実施した。

文献研究では、学術書、および政府、自治体の政策文書等、刊行されているものを対象とするとともに、自治体の先駆的事例や自治体の抱える実態的課題について、自治体より情報収集を行なった。さらに、政府等で把握されている栄養と子どもの貧困対策、および地域で、近年民間主体により進められている子ども食堂の実践状況について、文献調査および情報収集を行なった。

社会調査研究では、生活保護受給有子世帯を担当する生活保護ケースワーカーと子ども支援員に対して、半構造化面接法によるインタビューを実施し、生活保護ケースワーカー、および子ども支援員の担当世帯に対する生活支援、養育・教育支援の実態を把握した。調査は、Z 県保健福祉局福祉部生活援護課および県所管の6箇所の福祉事務所長の協力のもと行った。

### 4. 研究成果

上記の研究方法による文献研究のうち、政府の整備してきた法令、政府の進めてきた子どもの貧困対策に関する検討会議、自治体の事例として神奈川県により進められてきている子どもの貧困対策に係る法令や対策の実践例について、整理した。加えて、全国の先駆的自治体事例のうち、3自治体(一般市、政令指定市、都道府県)について、直接訪問し、情報収集を行なった。その際、自治体より提供された資料等によるまとめは、収集された情報が、刊行されたものでなければ、自治体名を匿名として扱い報告に掲載した。この情報収集の結果については、本研究の既刊報告書(小林ほか 2015、小林ほか 2016)にて報告している。

文献研究のうち、政府等で把握されている栄養と子どもの貧困対策、および地域で、近年民間主体により進められている子ども食堂の実践状況の調査結果については、世帯格差と子どもの栄養状態の関連性について、保護者の生活習慣が子どもに与える影響、朝食摂取と健康状態及び学習能力・運動能力との関連、所得と朝食摂取の関連を中心に、社会統計と政府および国立社会保障・人口問題研究所問題研究所等で把握されている現状について、整理を行った。行政、民間企業、ボランティア組織等の子どもの貧困に対する取組み状況としては、子ども食堂の現状、実践の環境、実践事例について整理を行った。具体的には、平成 28 年度本研究報告書(高安 2017)にて取りまとめている。

子どもの貧困と栄養の関連性及び、「こども食堂」が果たす役割に関して、世帯格差と子どもの栄養状態の関連性 行政、民間企業、ボランティア組織等の子どもの貧困に対する取組み状況 こども食堂の現状と今後の課題を整理する事を目的とした。方法は、文献調査により、各種統計調査や雑誌記事、セミナー等の情報を対象として、整理できた

結果をまとめた。調査から、朝食の摂取や共食が子どもの生活習慣や健康状態に大きな影響を与え、その生活習慣は両親の影響を大きく受けているという事が複数の調査研究から判明した。また、健全な生活習慣を獲得する為には家庭内での「食育」は非常に重要なキーワードとなっている。しかしながら、現在では、貧困家庭に限らず、核家族が進み、女性の社会進出等により子ども達の孤食の機会は増えている為、家庭内において望ましい食習慣や生活習慣の取得が困難となる事が予想される。家庭のみで食育の全てを賅っていくには限界がある為、地域ぐるみで子どもの食育に取り組んでいく事が重要であり、合わせて、子ども食堂の現状について、子ども食堂ネットワークの状況、内閣府の交付金の状況、等について整理した。

社会調査研究は、次のような概要で実施した。

#### (1)調査目的

本調査は、生活保護受給有子世帯の保護者が抱える子どもの就学や進学についての課題や、活用する社会資源の状況に対して、生活保護ケースワーカーや子ども支援員がいかなる役割を果たすか、について考察することを目的とした。

#### (2)調査方法

方法は、生活保護受給有子世帯を担当する生活保護ケースワーカーと子ども支援員に対して、半構造化面接法によるインタビューを実施し、生活保護ケースワーカー、および子ども支援員の担当世帯に対する生活支援、養育・教育支援の実態を把握することとした。

調査は、Z 県保健福祉局福祉部生活支援課および県所管の 6 箇所の福祉事務所長の協力のもと行った。

調査対象の選定は、各福祉事務所に配置される子ども支援員と、当該子ども支援員のケースを同じく担当するケースワーカーのうち担当経験の長い者から 1 名へ「調査に関する説明書」を福祉事務所をとおして配付し、調査への参加の同意が得られる者から、直接、研究代表者へ同意書の返送を行う方法で、同意の得られる者を回答者として、調査を実施した。調査は、回答者の勤務時間内で回答者の都合にあわせて日程調整し、福祉事務所内で回答の内容が他者に知られないような場所を確保して、回答者のプライバシーに配慮して実施することとした。さらに協力の得られた者にその後人事異動があった場合には、調査実施以前の段階であれば、対象から除外することとした。また、調査の協力については、インタビューの事後であっても、同意の撤回書により、協力や回答内容の取り消しが行えるよう配慮した。同意の撤回があった場合は、回答者に関する情報や回答内容はすべて廃棄することとした。

インタビューは、倫理審査終了後 2015 年 5 月から 2016 年 6 月までの期間で、対象に約

60 分 1 回のインタビュー調査を実施した。実施は、研究代表者及び分担者を中心とする少人数で行うことで、回答者の回答意図の明確化、論点の深化、調査結果の焦点化を行うことができると考えた。その際、回答者の状況に合わせて途中で休憩を入れるなど適宜疲労に配慮して行うこととした。また、回答の内容は、連携する子ども支援員、生活保護ワーカー、福祉事務所長、県福祉部へ開示しないことを回答者へ伝えることとした。

#### (3)分析方法

本研究は、Z 県が先進的に生活保護制度へ子ども支援員制度を導入した自治体として、これまで、子ども支援員の支援状況や生活保護ケースワーカーとの連携の状況などが把握されたことはない。したがって、今回の調査研究は、今後の問題発見と調査仮説の構築を目的とする基礎研究である。したがって、インタビューの回答で得られたデータは、回答者が特定されないよう匿名で処理し、KJ 法を中心とする基礎的な質的データ整理方法を用いて、分析することとした。

本調査研究は、研究代表者（小林）が研究全体の統括と、児童家庭福祉領域の制度・政策並びにソーシャルワークを、分担研究者（岡部）は、貧困・低所得問題とその対応策である制度・政策並びにソーシャルワークを、分担研修者（西村）は、若者問題と対応策としての教育制度・施策を中心に研究を進めてきており、公的扶助、児童家庭福祉、教育学の複合的視点で取り組むことが可能である。これらの分担により、得られたデータを分析して、さらなるリサーチクエスチョンと仮説の構築をすすめることとした。

#### (4)倫理的配慮

研究は、以下の倫理的配慮を行うこととし、東海大学倫理審査委員会の承認のもと実施した。

##### 事前の配慮

本研究に関する倫理指針は、日本社会福祉学会、教育学会の研究倫理指針に基づきすすめる。さらに、研究代表者の所属する大学（東海大学）における倫理委員会で審査を受け、承認を得る。

調査の実施にあたっては、本研究では特に生活保護ケースワーカーおよび子ども支援員へのインタビュー調査を実施するために、福祉事務所および所管行政の協力の下すすめる。その際、対象者に対して、業務との関係で調査への強制力が作用しないよう、事前に調査の目的・趣旨を十分説明し、調査協力や調査結果公表の同意を得る（調査主体は研究代表者および分担研究者とし、口頭説明ならびに、文書での同意書をとる）。また、調査への協力は、インタビューの実施後でも回答の取り消しができるよう説明書に明記し、同意の撤回についても心理的負担なく可能となるよう書面を用意して行う。

#### 実施の際の配慮

実施の際には、インタビューの環境に配慮し、回答者の便宜を考慮して、福祉事務所で行うが、他者に内容をきかれない部屋を確保してすすめる。実施にあたって、あらためて、調査の説明と同意の確認を行い、同意の取り消しが事後でもできることを書面と口頭で伝え再確認を行う。実施中は、適宜休憩をとるなど回答者の疲労に配慮してすすめる。

#### 事後の配慮

実施後は、回答者が特定されないよう匿名化してデータを処理し、研究代表者の研究室で施錠の可能なキャビネットに保管し、実施後、5年間をもって回答者に関わるすべてのデータおよび書類を破棄する。

研究成果を発表する際には、回答者の匿名性が確保できるように、配慮して結果の公表を行う。

以上の倫理的配慮のもと調査を実施した。

#### (5)調査結果の概要

インタビュー調査の結果、聞き取りは、子ども支援員5名、子ども支援員と連携する生活保護ワーカー5名から回答を得ることができた。聞き取りは、2016年2月から5月の期間で実施した。一箇所のみ、回答者の意向と都合で、連携する子ども支援員と生活保護ワーカーが同時に調査を実施することがあった。聞き取りは、各保健福祉事務所で、回答者の回答が他者の目に触れない部屋である会議室等を確保して、他者に回答を聞かれないように配慮して実施した。調査時間は、53分から2時間40分であった。特に長い2時間以上の調査回答者は、回答者の意向に沿って、子ども支援員と生活保護ワーカーが同席のもと実施したケースである。

調査結果からは、子ども支援員の経験年数の違いによる実践に対しての戸惑いや確信の強さの違いが示唆された。経験年数は、短い者で約半年、長い者で5年となっていた。子ども支援員の前職についても多様であり、社会福祉関係職の者もいれば、教育関係、それ以外の者もいた。こうした違いに対して、配置された職場では、業務の流れや担当ケースの割り当て等について、個別の状況が見られた。子ども支援員は、上司や職場の同僚の状況に応じて、自己の担当ケースや業務の方法について、子ども支援員の研修も参考にしながら進めていることがわかった。

生活保護ワーカーもまた、多様な職歴を持ち、自己の担当ケースにおける子どもの対応や世帯主と子どもの関係への関与や介入等、さらに子ども支援員との業務分担や連携方法等にばらつきが見られた。子ども支援員と生活保護ワーカーの関係について、業務分担や支援方法、連携方法については、個別性があるが、子どものいる世帯への対応では、子ども支援を専門とする職員の配置について、その意義については、調査協力のあった回答者では、共有されていた。

今後、以上のような回答者の個別性について、さらに質的分析を進めて、生活保護の制度活用と子ども支援の効果と課題について、整理し、学会等で報告することとしたい。

#### <参考文献>

阿部彩『子どもの貧困』岩波書店2008年。  
浅井春夫他『子どもの貧困』明石書店2008年。

P.ブルュー・J.C.ハイン『遺産相続人』藤原書店1967年。

籠山京『貧困児の教育』ドメス出版1984年。  
苅谷剛彦『大衆教育社会のゆくえ』中公新書1995年

小林理、岡部卓、西村貴之『平成26年「生活保護受給有子世帯の生活・養育の課題と修学・進学支援についての基礎的研究」研究成果報告書』東海大学小林研究室2015年

小林理、岡部卓、西村貴之『平成27年「生活保護受給有子世帯の生活・養育の課題と修学・進学支援についての基礎的研究」研究成果報告書』東海大学小林研究室2016年

0.ルイ『貧困の文化』思索社1959年。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

#### 〔雑誌論文〕(計2件)

小林理「フォローアップ調査の経過を通して - 世帯に焦点を当てるポイント」平成28年度 科学研究費補助金・基盤研究B『生活保護受給世帯における進路選択 フォローアップ調査を通じて 研究成果報告書』首都大学東京岡部研究室2017年p.3-8(査読無)

西村貴之「学校における貧困家庭の子ども支援に関する一考察」平成28年度 科学研究費補助金・基盤研究B『生活保護受給世帯における進路選択 フォローアップ調査を通じて 研究成果報告書』首都大学東京岡部研究室2017年p.9-26(査読無)

#### 〔学会発表〕(計4件)

西村貴之「アンケート調査の結果からみる今日の通信制高校教育の現状と課題」『日本社会教育学会第63回研究大会』弘前大学2016年9月17日

三宅雄大、岡部卓、小林理「生活保護受給有子世帯の養育者にとってのソーシャルワーカー A県B市におけるインタビュー調査を通じて」『日本社会福祉学会 第63回秋季大会』久留米大学2015年9月19日

小林理、岡部卓、三宅雄大「生活保護受給有子世帯における子ども支援の課題」本社会福祉学会第62回秋季大会』早稲田大学2014年11月30日

三宅雄大、岡部卓、小林理「生活保護受給世帯における「就学」に関する研究」『日本社会福祉学会第62回秋季大会』早稲田大学2014年11月30日

〔図書〕(計12件)

小林理「社会福祉の分野とサービス-C 児童家庭福祉-」『社会保障・社会福祉-健康支援と社会保障制度』医学書院 2017年 p.197-214

小林理「社会福祉の分野とサービス-C 児童家庭福祉-」『社会保障・社会福祉-健康支援と社会保障制度』医学書院 2016年 p.198-216

新保幸男、小林理『家庭支援論』中央法規 2016年 p.190

新保幸男、小林理『児童家庭福祉』中央法規 2016年 p.185

小林理、岡部卓、西村貴之『平成27年「生活保護受給有子世帯の生活・養育の課題と修学・進学支援についての基礎的研究」研究成果報告書』東海大学小林研究室 2016年 p.82

小林理「障害・難病のある子どもと家族への支援」『児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第6版』中央法規 2016年 p.134-148

岡部卓(共編著)『社会福祉学習双書第7巻 公的扶助論』全国社会福祉協議会 2016年 p.264

岡部卓他共著『社会福祉学学習双書 2015第16巻 学びを深める福祉キーワード集』全国社会福祉協議会 2016年 p.161

小林理、岡部卓、西村貴之『平成26年「生活保護受給有子世帯の生活・養育の課題と修学・進学支援についての基礎的研究」研究成果報告書』東海大学小林研究室 2015年 p.130

小林理「障害・難病のある子どもと家族への支援」『児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第5版』中央法規 2015年 p.112-125

岡部卓『生活困窮者自立支援ハンドブック』中央法規 2015年 p.145

岡部卓他共著『生活支援と社会保障 社会福祉と社会保障』メディカ出版 2015年 p.245

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

取得状況(計0件)

〔その他〕

ホームページ等

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

小林 理 (KOBAYASHI, Osamu)  
東海大学・健康科学部・准教授  
研究者番号: 80338764

### (2) 研究分担者

岡部 卓 (OKABE, Taku)  
首都大学東京・人文科学研究科・教授  
研究者番号: 40274998

西村 貴之 (NISHIMURA, Takayuki)  
北翔大学・生涯スポーツ学部・准教授  
研究者番号: 60533263